

埋立処分終了後から廃止までの間の維持管理の方法

1. 浸出水の処理について

埋立地から発生する浸出水は、現在の処理施設において処理し、公共下水道に放流する。

①浸出水処理設備の維持管理の方法

運営管理の中で、設備の点検及び機能検査を行う。

設備の正常な機能を維持するのに必要な整備及び補修を定期的に行う。

②放流水の水質検査

放流水は、「下水道法」に基づき水質検査を実施する。

2. ガスの排除のための通気装置

ガス抜き管及び法面ガス抜き工により、通気を行い、定期的に発生ガスの分析を実施する。

3. 周縁の地下水の水質検査の実施

埋立地の周辺 2 箇所に設けた観測井戸から採取した地下水について、塩素イオン又は電気伝導率を月 1 回、地下水等検査項目に係る水質検査を年 1 回実施し、その結果を記録することにより、基準の適合状況を把握する。

4. 施設点検について

① 定期点検

年 2 回（5 月・11 月）、埋立地の覆い、ガス抜き設備、浸出水処理設備、擁壁、開渠、外周フェンス、その他の処分場設備全般にわたって点検を行い、その点検結果を記録すると共に、必要な場合には設備の補修及び復旧を行う。

②その他

大雨、大地震発生時には、その都度点検を実施し、異常が発見された場合には、速やかに適切な処置を施す。